

	点検項目	令和3年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	いじめ対策委員会で「いじめ防止・対策マニュアル」の見直しを行い、ホームページに掲載を行い意識啓発を行った。	令和5年3月にFD研修として学生対応に関する事例紹介とワークショップを予定しており、新任教員にもいじめの定義が正しく伝わるよう意識啓発を行う。	令和5年3月
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	いじめ対策委員会は3ヶ月に1度開催し、いじめの事例等について情報共有や協議を行った。 当委員会において、自己点検評価を実施し、令和4年度は必ず2ヶ月に1回開催することとした。	概ね2か月の1回の頻度で開催しており、いじめアンケートの回答をもとに情報を共有している。	令和5年3月
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	FD研修で「LGBT」、ハラスメント研修で「ハラスメントの防止」についての研修を実施した。	年内にハラスメントの防止についての研修を実施した。令和5年3月にFD研修として学生対応に関する事例紹介とワークショップを予定している、	令和5年3月
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	いじめ対策委員会規程を制定し、学内専用ホームページに掲載することで、全教職員に周知を行った。	年末に改善のための措置の公表と併せて、いじめ対策委員会の存在を改めて全教職員に周知する。	令和4年12月
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	いじめ対策委員会で年間計画の策定は行ったが、全教職員への周知には至らなかった。	年末に改めて、年間計画（学校いじめ防止プログラム）を全教職員に周知する。	令和4年12月
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	気になる学生がいた場合、各コース等の委員が把握したら速やかにいじめ対策委員会に報告できる体制をとっている。	気になる学生がいた場合は、学生サポートセンターへ連絡するよう全教職員へ周知し、徹底させる。直近では12月に周知する。	令和4年12月
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	重大事態の疑いが生じた時点で、危機管理対策本部を設置するとともに、速やかにいじめ対策委員会を中心に適切な方法により調査を開始することとしている。	定期的に周知していく。直近では12月に周知する。	令和4年12月
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	担任やコース長等と学生サポートセンターの間で情報共有を行っている。	引き続き、担任やコース長等と学生サポートセンターの間で情報共有をしていく。	—
9	令和3年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和4年度の実施計画に反映しているか	令和3年度はいじめ防止/早期発見プログラム（年間計画）について、いじめ対策委員会で実施状況の評価を行い、令和4年度の実施計画に反映させている。	年度末に点検・評価を行い、必要に応じて改正する予定としている。	令和5年3月
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	いじめを把握するためアンケートを四半期ごとに実施し、いじめ対策委員会で情報共有を行った。	引き続き、いじめの実態の把握に努めていく。	—
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている	本校では専任のスクールカウンセラーが学生相談室長となっており、関係教職員間での情報共有を速やかに行っている。	引き続き、情報共有を速やかに行うよう努めていく。	—
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	いじめに関する以下の研修を行った。 1年生：スマホ安全指導、LGBT講演、自殺予防教育、いじめ予防教育 3年生：ハラスメント講演 4年生：性教育講演	引き続き、いじめ防止等の研修を行っていく。	—
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。	福岡県弁護士会に依頼し、1年生対象にいじめ予防教育を実施している。	引き続き、いじめ予防教育を実施していく。	—
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取組を推進している。	スマホ安全指導やいじめ予防教育でいじめ問題に主体的に行動できるよう指導している。	令和3年度からいじめ防止週間のポスターは美術部の学生が作成しており、学生の主体的な取組を推進している。	—
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	いじめ防止週間にポスター掲示やメール配信・ホームページ掲載等を行い、啓発活動を行った。	令和4年10月に保護者にアンケートを実施し、その中でいじめ防止計画やいじめ防止の取組状況について説明した。	令和4年10月
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	（被害側の保護者）事実確認を共有し、学校の方針を伝え、今後の対応について同意を得る。 （加害者側の保護者）事実関係を説明し、決して許されない行為であることを伝え、家庭での指導を依頼する。	引き続き、解決に向けた対応方針を伝えることを徹底していく。	—
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	今年度、運営懇話会(学外の有識者に委嘱)において、いじめ防止等基本計画の内容を説明するなど連携・協力体制を築いていく。	運営懇話会において、いじめを含めた学生サポートセンターの取組状況を説明した。今後も運営懇話会との連携・協力体制を強化していく。	令和5年3月
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができている。	速やかに所轄警察署に相談・援助を要請できるよう情報共有を行うようにしている。	引き続き、情報共有を行うよう努めていく。	—